

【別紙 2】

論文審査の結果の要旨

氏名 廣田達人

国の会計検査と並んで、自治体も監査制度を有するのが普通である。本論文は、英国の自治体監査法を体系的に考察し、その特色を見出そうとするものである。従来、日本において「自治体監査」という言葉はあっても、「自治体監査法」という言葉はほとんど聞かれなかったといつてよい。英国においても、自治体監査法に関する書物や論文は限られている。そのなかで、本論文が纏め上げられたことの意義は大きいといわなければならない。本論文のテーマが、自治体における不祥事が問題となり、監査委員に対する住民監査請求およびそれを前提とする住民訴訟の事件が多発し、自治体監査制度のあり方が問われている今日の日本において、实际的にきわめて大きな意味をもつものであることはいうまでもない。

本論文の長所として以下の諸点を挙げることができる。

第一に、本論文は、英国の自治体監査法という分野を取り上げた包括的な研究である。日本においても、住民訴訟の前提要件としての住民監査請求の対象、その対象の特定性、監査請求期間などについての研究があるものの、それらはおおむね、主たる関心を住民訴訟に向けたうえでの限定的な研究であったといつてよい。これに対して、本論文は、「自治体監査法」という分野それ自体に着目した包括的研究としての意義を有している。日本における英国の自治体監査制度の研究は、自治体監査制度運用の主要な機関である **audit commission**（監査委員会）に関するものが見られる程度であったのに対して、本論文は、次に述べる体系に沿った英国法に関する包括的研究の意味をもっている。このような包括的研究の学界に対する貢献は極めて大きいものである。

第二に、本論文は、英国自治体監査法に関する体系的な研究である。著者は、監査法制における基本的な法領域として、監査組織法、監査手続・監査争訟法、監査実体法を挙げることができるとし、論文の構成においても、第1章の「英国自治体監査法」の中において、**audit commission** を中心とする英国の特色ある監査組織法を扱い、第2章において、自治体監査手続・監査争訟法を、第3章において自治体監査実体法、すなわち賠償責任要件および会計事項の違法事由を扱っている。自治体監査に関する法をこのような視点で体系的に構成する作業により、監査法の体系的認識が可能になったのであり、このことは本論文の大きな特色をなしている。本論文は、英国法を素材にしているとはいえ、自治体監査法に関するそのような体系的研究としては、日本

における初めてのものであるとあってよい。この研究が先鞭をつけたことにより、日本におけるこの分野の研究が誘発され推進されることが期待される。

第三に、本論文は、英国自治体監査法の固有の特色を描き出すことに成功している。まず、著者は、監査手続法において、監査主体（監査人）の追徴権限、禁止命令権限のように、監査主体の意思を監査客体の意思に優越させる「権力的監査手続」が長年存続したことをもって、英国の最も特色ある仕組みとして強調している。次に、監査訴訟法においては、そのような監査主体（監査人）が訴訟の当事者となる「監査訴訟」の仕組み、すなわち監査主体が原告となる訴訟、逆に監査主体を被告とする訴訟の制度が採用されていることを、英国法の特色として描き出している。そのほかにも、たとえば、監査の独立性に関して、監査人の監査客体（自治体）からの独立性、中央（大臣）からの独立性、**audit commission** からの独立性を、それぞれ明確に区別しつつ検討を加えるなど、緻密に分析している。

もっとも、本論文にも問題がないわけではない。

第一に、英国において、前記のような独特な制度なり考え方が、なぜ、どのように形成されてきたのかについての切り込みが足りないように思われる。監査法制史の検討のなかで救貧法制との関係が言及されているものの、やや短絡的な感を否めない。歴史的展開の点に関しては、2000年法改正により、従来の特徴ある権力的追徴監査法制の大転換が図られたことの実地的・理論的背景に関しても、さらにもう少し考察を加える余地があるのではないか。

第二に、英国自治体監査法そのものを直接扱った文献が少ないにしても、周辺分野の研究をも渉猟し、英国において自治体監査ないし自治体監査法がどのように位置付けられているのかを、より広い視野のなかで検討することにより、本論文の深みを一層増すことが可能なのではないか。それには、一般に「監査」がいかなる作用であり、それとの関係において「自治体監査」がいかなる位置にあるかについて英国の研究者がどのように論じているかなども含まれる。

しかし、以上のような問題点は、著者が未開拓な分野を選択したことの結果ともいえるのであって、本論文の価値を決定的に損なうというものではない。本論文は、自治体監査法に関する包括的、体系的な研究として新たな地平を開く研究であって、学界に大きな貢献をなす論文であると認められる。

以上から、本審査委員会は、本論文が博士（法学）の学位を授与するに相応しいと評価するものである。